

京都議定書の下での補足情報の提出と検討課題について

1. これまでの経緯

附属書 I 国は、割当量に関する報告書（以下、「割当量報告書」）を、2007 年 1 月 1 日までに条約事務局に提出すべきとされている。わが国では、「森林等の吸収源分科会」において、吸収源分野における温室効果ガス排出・吸収量の算定方法や割当量報告書に記載する事項について検討を行い、その結果を踏まえて、2006 年 8 月 30 日に割当量報告書を提出した。

附属書 I 国は、割当量報告書の提出後、議定書 8 条に基づく初期審査を受けることとされている。わが国の割当量報告書に対する初期審査は、本年 1 月 29 日～2 月 2 日に実施され、温室効果ガス排出・吸収目録や国内制度が所定のガイドラインに従って正確に整備されているかどうかについてチェックを受けた。審査では、わが国の割当量報告書が概ね適切に作成・報告されているとの評価を受けたが、割当量報告書や NIR における若干の説明不足等について改善を推奨された。

2. 今後の予定

気候変動枠組条約第 10 回締約国会議（COP10）において、京都議定書 7 条 1 項の補足情報の報告に用いられる共通報告様式（以下、「KP-CRF」）が採択され、2007 年 4 月 15 日に試行的に KP-CRF を提出するとともに、その試用に基づく意見を 2007 年 6 月 30 日までに提出することとなっている。また、KP-CRF の試行版をもとに、専門家検討チーム（Expert Review Team）による議定書 5 条 2 項の調整プロセスを確立することとなっている。

3. KP-CRF 試行版の提出に向けた検討課題

（1）森林の定義と京都議定書 3 条 4 活動の選択について

- ・ 森林の定義
- ・ 植生回復の定義
- ・ 地理的境界を特定するために用いる地図情報及び地理的境界の ID システム
- ・ 議定書 3 条 3 に基づく土地ユニットの面積を決定するための空間評価単位

（2）新規植林・再植林・森林減少（ARD）活動に関する土地の特定方法と排出・吸収量の算定方法

- ・ 面積の把握方法
- ・ 活動が直接人為的であることを示す情報の整備
- ・ 活動に伴う排出・吸収量の算定方法

(3) 森林経営 (FM)・植生回復 (RV) 活動に関する土地の特定方法と排出・吸収量の算定方法

- ・ 面積の把握方法
- ・ 活動が人為的であることを示す情報の整備
- ・ 活動に伴う排出・吸収量の算定方法

(4) 分野横断的検討事項

- ・ キーカテゴリー分析
- ・ 不確実性評価
- ・ その他の情報整備 (ファクタリングアウト等)